第三十五条の十七第一項				
第七十二条の百三第三項	第七十二条の百四	同条第三項	第七十二条の百五第二項	第七十二条の百三第三項
第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び平成二十四年法律第六十八号）附則第十六条の十一第二項及び附則第十九条第二項において「地方税法等改正法」という。）第七十二条の百三第三項	第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百四	法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百四第三項	第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項	第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項

	附則第六条の十一第一項				附則第六条の十一第二項	
	附則第九条の六第三項	附則第九条の七	同条	附則第九条の八第二項	附則第九条の七	附則第九条の八第二項
条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百五第二項	附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項	附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の七	法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の七	附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項	附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の七	
	附則第九条の六第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項	附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の七		附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及びなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項		